

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金に係わる基準

平成27年5月27日

多摩市

都市整備部都市計画課

健康福祉部高齢支援課

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱第5第1項第1号アに規定する事業者を求める基準について、以下のとおり定めるものとする。

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

1. 原則として、多摩市民の入居を優先すること。
2. 介護保険法で定める住所地特例が適用されるサービス付き高齢者向け住宅であること。
3. 各居住部分の床面積が25㎡以上であること。(居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合であっても同様とする。)
4. サービス付き高齢者向け住宅の入居者と地域住民との交流のため、サービス付き高齢者向け住宅の入居者の共同利用部分として高齢者住まい法に基づき登録された区画と明確に区分された共用リビングを住棟内に設置すること。
5. 近隣住民に対し、説明会の開催等の方法等により、当該事業の事業計画及び工事計画について十分な説明を行っていること。
なお、多摩市街づくり条例が適用される事業については、同条例に基づく近隣説明を行うこと。
6. 多摩市の依頼する調査やヒアリングに協力すること。

問合せ先

多摩市役所 都市整備部

都市計画課 住宅担当

TEL (042) 338-6817

FAX (042) 339-7754

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金に係わる基準5に規定する 近隣説明について

平成27年5月27日

多摩市
都市整備部都市計画課

1. 多摩市街づくり条例が適用される事業については、同条例に規定する開発事業の手続きより、近隣説明を行うこと。
2. 上記1が適用されない事業については、以下のとおり近隣説明を行うこと。
 - ・ 近隣説明は、事業区域から水平距離20メートルの範囲内において住所を有する者、事業を営む者、土地を所有する者又は建物の全部もしくは一部を所有する者に対して行うこと。
 - ・ 近隣説明の方法は、戸別訪問もしくは説明会の開催等とし、説明会を開催する場合は、説明会の開催日時、場所等を開催日の7日前までに周知すること。また説明資料については、事前に市に提出すること。
 - ・ 近隣説明を終えた場合は、説明について速やかに報告書を作成し、市に提出すること。

問合せ先

多摩市役所 都市整備部
都市計画課 住宅担当
TEL (042) 338-6817
FAX (042) 339-7754